

制定 平成30年6月5日

改正 令和 6年7月1日

国立研究開発法人海洋研究開発機構

国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題として認識されている。

また、令和3年10月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条第1項等に基づき政府により策定される「地球温暖化対策計画」及び同計画を踏まえて策定される「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」が閣議決定され、「政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。」との国が実行する地球温暖化対策の目標が掲げられた。

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「JAMSTEC」という。）は、これまでもその研究開発活動を通じて、地球温暖化を始めとする地球環境変動の解明に取り組み、そこから得られた有益な知見を全世界に向けて発信してきたところであり、「地球環境変動の統合的理解とその予測」はこれからも継続して取り組むべき JAMSTEC の重要な研究課題の一つである。

このような地球環境の現状、JAMSTEC が有している使命、そして国の地球温暖化に関する施策に鑑み、現在及び将来に亘る人類の福祉に貢献するため、JAMSTEC は「国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」を定め、地球温暖化対策を推進していくこととする。

1. 目標

政府実行計画に準じ、2013年度を基準として、JAMSTEC の事業活動に伴い発生するエネルギー起源の二酸化炭素排出量を2030年度までに総量として50%削減することを目標とする。

2. 対象となる事業

本実行計画の対象となる事業は、JAMSTEC が実施する全事業とする。

3. 具体的な温室効果ガスの排出の抑制等のための取組

(1) 基本的な考え方

本実行計画を推進するにあたっては、社会的・経済的な諸般の情勢を考慮しつつ、また、安全・衛生の確保及び有益な研究開発活動を阻害しない範囲において環境に配慮するという精神を念頭におき、「国立研究開発法人海洋研究開発機構安全衛生及び環境配慮に係る基本方針（平成26年4月25日制定）」の環境の項目に掲げる事項を具現化すべく、本実行計画に基づく諸活動に取り組むものとする。

(2) マネジメントシステムによる継続的改善

本実行計画を推進するにあたっては、PDCAサイクルによるマネジメントシステムの運用により、継続的に改善を行っていくこととする。

(3) 再生可能エネルギーの活用に向けた取組

設置可能なJAMSTEC保有の建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すものとする。

(4) 建築物の建築、管理等に当たっての取組

今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready相当とすることを目指すものとする。

(5) 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

① 環境に配慮した調達及び契約の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき、JAMSTECが定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り、環境に配慮した調達に努める。また、電力の供給や産業廃棄物の処理等に係る契約については、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約に努める。

② 電動車の導入

JAMSTECの公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車をいう。）がない場合等のやむを得ない場合を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、2030年度までに全て電動車とすることを目指すものとする。

③ LED照明の導入

LED照明の導入については、JAMSTEC全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指すものとする。

④ 再生可能エネルギー電力調達の推進

JAMSTECで調達する電力については、可能な限り再生可能エネルギー電力とし、2030年度までにJAMSTEC全体で調達する電力の60%以上を再生可

省エネルギー電力とすることを目標とする。

⑤ 省エネルギー型機器の導入等

OA機器及び家電製品等の機器については、省エネルギー型の機器を選定し、導入する。

(6) 一般事務における取組

① クールビズ・ウォームビズ

夏期及び冬期における「クールビズ」及び「ウォームビズ」を励行し、過度に空調に依存しない生活を心がけ、二酸化炭素の排出抑制を図る。

② 用紙の節約

コピー用紙に代表される用紙類については、両面コピー、裏紙の使用等により使用量を節減するとともに、会議等で配布される資料については電子媒体での提供等ペーパーレス化を推進する。

③ OA機器の管理

事務に供するパソコン、コピー機、プリンターなどのOA機器については、その利用状況に応じて設置台数の整理・統合を行い、また、帰宅時のパソコンやプリンターのシャットダウン等、不要な電力を消費しないOA機器の利用を推進する。

④ 廃棄物の適切な処理

廃棄物処理にあたっては、3R (Reduce, Reuse, Recycle) + Renewable 活動を推進する。

⑤ その他の一般事務における取組

上記のほか、一般事務において温室効果ガスの排出を抑制する諸活動を積極的に推進する。

(7) 施設・設備の運用における取組

① 照明に係る取組

照明の間引き、照明の不要時(昼休み等)における消灯を実施するとともに、人感センサーの導入など、照明の利用に係るエネルギー消費の節減と照明の高効率化を図る。

② 空調に係る取組

空調の設定温度については、健康に障害を及ぼさない範囲において概ね夏期については28℃、冬期については20℃とし、過度な空調の使用を抑制する。

また、高効率な空調設備への更新を行う。

③ その他の施設・設備の運用における取組

エネルギーの消費を伴う各種施設・設備については、省エネルギー型への更新や設置台数の整理・統合などを行い、エネルギーの効率的な利用を促進する。

(8) 船舶及び大型計算機の運用における取組

① 船舶の効率的な運用

船舶の運用にあたっては、運航上の安全及び研究開発活動の円滑な実施に支障を及ぼさない範囲において、速力の調整、効率的な航海計画の策定、気象・海象状況に応じた適切な運航モードの採用を行うなどして、燃料消費の節減に努める。

② 大型計算機の効率的な運用

地球シミュレータ等の大型計算機等の運用にあたっては、電気使用量や計算機室の温度・湿度等の計測管理に取り組み、電気の使用状況を分析することで、冷却・照明等の設備も含む、総合的なエネルギー使用の合理化に努める。

4. 評価

本実行計画の実施に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量の評価については、研究及び開発事業における原単位による評価を行うための指標の確立が困難であるため、原則として総量をもって評価することとする。ただし、事業の拡大等に伴う施設・設備の増設等に代表される公正な評価を妨げる変動要因については、そのつど分析を行い、その要因を明らかにするものとする。

5. 公表

本実行計画の実施結果については、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）」に基づきJAMSTECが発行する「安全・環境報告書」において、毎年度その状況を公表するものとする。

6. 実行計画の見直し

本実行計画は、法令の改正や地球環境を取り巻く情勢等、社会的・経済的な要因を考慮し、必要に応じて見直すこととする。

以上